

総社市国民宿舎条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 20 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 17 号

総社市国民宿舎条例の一部を改正する条例

総社市国民宿舎条例（平成 17 年総社市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「移動部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「移動後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第 3（第 17 条関係） 研修室等使用料 略 備考</p> <p><u>1 使用時間に 1 時間未満の端数が生じる場合には、1 時間とみなす。</u></p> <p><u>2 利用者が営利又は営業の宣伝その他これらに類する目的をもって利用する場合は、使用料の 5 倍に相当する金額とする。</u></p> <p><u>3 入場料を徴収する場合の使用料には、当該催し物 1 回（同様な内容構成の催し物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その都度 1 回とする。）につき、最高入場料金の 50 人分に相当する額を加算する。</u></p> <p><u>4 使用時間を超過し、又は繰り上げて使用する時間が 9 時前又は 21 時後であるときは、1 時間当たり 18 時～21 時の使用料の 2 分の 1 に相当する額を加算する。</u></p>	<p>別表第 3（第 17 条関係） 研修室等使用料 略 備考 <u>使用時間に 1 時間未満の端数が生じる場合には、1 時間とみなす。</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第3の規定は、施行日以降の使用許可に係るものから適用し、同日前の使用許可に係るものについては、なお従前の例による。